

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○道路の区域変更（4件）（道路課）	1
○道路の供用開始（2件）（ 〃 ）	1
○建築基準法による道の指定（建築指導課）	2
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正（会計管理課）	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	2

高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
○警備員等に係る検定の実施	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	4
○政治団体異動の届出	4
○政治団体解散の届出	5
監査公表	
○定期監査の執行結果（農業大学校ほか）	5
○財政的援助団体等の監査の執行結果	7

## 告 示

### 高知県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年3月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

長岡郡大豊町西峰字ノクボ1322番4から長岡郡大豊町西峰字上エタカノヲ4200番1まで	前	4.8 }	36
	後	5.4 }	
		13.5	

### 高知県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年3月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 魚梁瀬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡馬路村魚梁瀬字北郡山569番2から安芸郡馬路村魚梁瀬字南郡山558番1まで	前	12.0 }	40
	後	10.0 }	
		16.0	

### 高知県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年3月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂瀬吉野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

長岡郡本山町沢ケ内字柴橋474番1から長岡郡本山町沢ケ内字白髪473番1まで	前	5.0 }	61
	後	12.5	
		5.0 }	61
		58.0	

### 高知県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年3月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大野見葉山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町白石字椎ノ木休場甲2812番2	前	5.3 }	12
	後	8.0	
		16.6 }	12
		34.8	

### 高知県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年3月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂瀬吉野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

長岡郡本山町沢ケ内字柴橋 474番1	61	平成23年3月8日
-----------------------	----	-----------

**高知県告示第125号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年3月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大野見葉山
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町白石字権ノ木 休場甲2812番2	12	平成23年3月8日

**高知県告示第126号**

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成23年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 南国市駅前町三丁目1558番1地先から1540番1地先に至る延長203メートルの道
- 2 南国市西野田町二丁目164番5地先から163番2地先に至る延長109メートルの道
- 3 南国市明見字明見東483番地先から字妙現388番地先に至る延長125メートルの道
- 4 南国市里改田字中ノ坪323番1地先から331番1地先に至る延長80メートルの道
- 5 南国市里改田字北川154番3地先から字俯屋敷1503番2地先に至る延長835メートルの道
- 6 浜改田字大久保1336番3地先から字中田445番1地先に至る延長252メートルの道
- 7 南国市久枝字中浜163番1地先から167番6地先に至る延長102メートルの道

**高知県告示第127号**

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中  
「〃 旭支店サティ出張所」  
を  
「〃 イオン旭町出張所」  
に改める。

-----  
**公 告**  
-----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年2月24日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年2月24日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成23 年2月 24日	特定非 営利活 動法人 土佐の 太平洋 高気圧	樋口 恵 子	安芸市 川北乙 1730番 地63	この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域での自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

-----  
**公 安 委 員 会 告 示**  
-----

**高知県公安委員会告示第3号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成23年3月8日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業

務」という。）

## (2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

## (3) 実施期日

ア 新規取得講習

平成23年5月10日（火）から同月19日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の8日間

イ 追加取得講習

平成23年5月16日（月）から同月19日までの4日間

## (4) 実施場所

高知市朝倉戊375番地1 ふくし交流プラザ

## 2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

- (1) 新規取得講習 25人
- (2) 追加取得講習 5人

## 3 受講資格者

(1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号業務の区分に係るものに限る。以

<p>下「旧1級検定」という。)に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法 (1) 受講希望の事前申込方法 ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。 イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。 ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間 ア 平成23年4月11日(月)及び12日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。 イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法 ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。 イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成23年4月13日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。 ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。 (1) 受講申込書等の提出期間 平成23年4月18日(月)から同月20日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。 (2) 受講申込書等の提出先</p>	<p>高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類 ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)をはり付けたもの) 1通 イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通 (ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 (イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し (オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通 エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 (1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404) (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p><b>高知県公安委員会告示第4号</b></p>	<p>警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 平成23年3月8日 高知県公安委員会委員長 竹内 克之</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 貴重品運搬警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 平成23年6月23日(木)午前9時 (2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 10人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。 (1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 (2) 実技試験 ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定申請手続 検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。 (1) 検定申請の受付期間 平成23年5月16日(月)から同月27日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで</p>
--	---	---

の間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者にあつては住所を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）

ウ 写真（検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料

検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装

警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品

ア 受検票

イ 筆記用具

ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽

エ 雨着（雨天時に使用する。）

9 その他

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番

号088-826-0110内線3023、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があつた。

平成23年3月8日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫  
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	届出年月日
自由民主党高知県高知市第六支部	上田 貢太郎	上田 静恵	高知市西秦 泉寺384-7	平23・1・11
自由民主党高知県高知市第五支部	桑名 龍吾	北原 仁	高知市池302-1	平23・1・14

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	届出年月日
川田栄子を励ます会	川田 岩見	広畑 泰平	宿毛市山奈町山田1452	平23・1・4
脇本健樹後援会	浜窪 晴行	脇本 司	室戸市浮津2440番地3	平23・1・12
下元かおる後援会	下元 かおる	下元 知枝子	宿毛市平田町戸内1747番地	平23・1・14

高倉まゆみ後援会	山本 薫	沖 久美子	宿毛市平田町黒川2792	平23・1・20
中井一光後援会	中井 一光	中平 導甫	宿毛市さくらが丘12-2	平23・1・26
和田啓後援会	筒井 宏幸	和田 伸子	土佐郡土佐町境50-1	平23・1・31

高知県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があつた。

平成23年3月8日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫  
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県環境保全支部	異動なし	田所 良章	異動なし	平23・1・5
異動後			松本 三女恵		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	届出年月日
異動前	きよとう真司後援会	異動なし	有元 和哉	異動なし	平23・1・11
異動後			柿本 尚也		
異動前	榎並谷哲夫後援会	岡林 章夫	異動なし	異動なし	平23・1・13

異動後		刈谷 了三			
異動前	森田としゆき後援会	異動なし	川田 さとみ	異動なし	平23・1・18
異動後			森田 さとみ		
異動前	山上庄一まちづくり研究会	山上 庄一	濱田 定廣	異動なし	平23・1・20
異動後		濱田 定宏	村下 浩子		
異動前	中面さとし後援会	中面 哲	異動なし	異動なし	平23・1・21
異動後		中山 昌幸			
異動前	久武啓士後援会	森 英祐	異動なし	異動なし	平23・1・31
異動後		大原 正宏			

高知県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成23年3月8日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
自由民主党高知県参議院選挙区第一支部	高知市比島町四丁目1-40	高野 光二郎	解散	平23・1・31

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
仮谷進博後援会	土佐清水市以布利1040-1	浜田 勝良	解散	平23・1・11
石元操後援会	土佐市高岡町丙424-4	石元 操	解散	平23・1・17
川村芳朗後援会	長岡郡本山町沢ヶ内548	川村 貞茂	解散	平23・1・17
岡林厚後援会	高知市曙町一丁目4-37	森 祥	解散	平23・1・18
中川みつぐ後援会	宿毛市和田823-1	中川 渡	解散	平23・1・18
西山武後援会	香美市土佐山田町間163	岡村 勝	解散	平23・1・19
大石哲雄後援会	長岡郡本山町本山531-3	高橋 信市	解散	平23・1・21
森本耕吉後援会	土佐市高岡町甲1887	池 俊信	解散	平23・1・26

監 査 公 表

監査公表第2号

平成23年3月8日

高知県監査委員 森田 英二  
同 式地 寛肇  
同 坂本 千代  
同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定により、定期監査を執行したところ、その結果は、次のとおりであった。

1 監査委員意見

平成22年度出先機関後期分70機関に対する定期監査を実施した結果について、次のとおり意見を述べる。

財務会計全般では、前年度の指摘事項は、おおむねは正され

ており、特別指摘となる重大な違反もなく、その努力は認められるものの、一部では、財務会計事務の基本的な事項に不適正な事例が見られるなど、指摘事項11件及び注意事項81件の不適正な執行があった。

その内容は、(1)から(3)までのとおりであるが、特に基本的ともいえる誤りが多く見られたことは、担当職員の財務会計に関する基本の認識不足とともに、出納員や管理職員等によるチェックが十分機能していないことに起因するものであり、極めて遺憾である。

今後は、職員一人ひとりが財務会計に関する事務処理能力を一層高めるとともに、組織としてチェック機能をより働かせることなどにより、このような不適切な事務処理が繰り返されることのないよう、適正な執行が確保されるよう強く求める。

また、財務会計事務の執行における検討事項として10件を指摘したところである。検討を求めた内容は、競争性が発揮されるよう契約の方法などの見直しを求めるもの、経費の節減のため契約内容等の見直しを求めるものなどであり、速やかな対応を求める。

(1) 収入及び支出に係る事務について

河川使用料の収入調定が著しく遅れていたもの、現金収納に係る事務処理の誤り、正当な債権者以外への支払、請求書の記載と相違する口座への支払、支払の遅れにより遅収加算額を支出したものなどが見られた。

今後は、このような不適切な事務処理が繰り返されることのないよう再発防止を強く求める。

(2) 契約に係る事務について

契約書について、落丁、訂正方法の誤り及び仕様書等添付書類に不備のあるもの、また、施行何の日付を遡及したものが見られた。

今後は、このような不適切な事務処理が繰り返されることのないよう再発防止を強く求める。

(3) 物品の管理について

毒劇物については、平成19年度の包括外部監査においても嚴重に管理すべきであると指摘されているにもかかわらず、不適正な事例が見られた。

重大な事故につながりかねないものであることから、早急に現状の点検と適切な管理を実施するよう求める。

2 指摘とする機関及び事項

農業大学校 (監査日：平成22年10月28日)

(1) 事実認定

農薬（毒物及び劇物）について、高知県農業振興部における毒物及び劇物管理規程（以下「管理規程」という。）の様式及び記録方法による管理となっておらず、残量が確認できる状態となっていなかった。

(2) 指摘事項

上のことは、毒劇物の使用等について定めた管理規程第5条の規定に反するものである。

また、毒劇物の管理については、平成21年度の監査においても注意事項としており、今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**中央東林業事務所** (監査日：平成22年12月1日)

(1) 事実認定

平成21年度発注の中尾谷復旧治山工事(復旧第6号)において、契約期間中に契約の相手方が新法人を設立し、同法人に対する権利義務継承承諾願が提出され、県もそれを承諾している。しかしながら、精算金は、請求書に記載された新法人の振込口座と異なる、旧法人名義の口座に支払っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、法人格が異なる別人への支払であり、正当な債権者に対する支出の決定をしなければならないと定めた高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号。以下「会計規則」という。)第48条の規定に反する不適正な事務処理である。

正当な債権者の確認はもとより、振込口座が相手方と同一であることの確認も徹底し、今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**中央東土木事務所** (監査日：平成22年11月18日)

(1) 事実認定

平成22年度中央東土木事務所旧館空調機改修工事設計委託業務の契約書を作成する際に、誤って第1条から第3条までが欠落した契約書に押印し、正式の契約書としていた。

(2) 指摘事項

上のことは、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「契約規則」という。)第36条第1項に規定する契約書の記載事項等に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**中央西土木事務所** (監査日：平成22年12月24日)

(1) 事実認定

年度初めに収入調定すべき平成22年度の河川使用料(継続分)を平成22年8月31日(843,090円)に収入調定していた。

(2) 指摘事項

上のことは、調定は、速やかに行わなければならないと定めた会計規則第22条の規定に反する事務処理である。

また、平成21年度の監査においても道路使用料について同趣旨の厳重注意としており、今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**高知女子大学** (監査日：平成22年11月19日)

(1) 事実認定

平成22年度の校舎清掃業務委託において、前年度に比較して業務量が大きく変動しているにもかかわらず、施行に当たって平成19年10月18日付け19高管財第357号で管財課長が示した庁舎清掃業務委託に関する積算モデルを活用するなどの十分な積算を行っていなかった。

また、予定価格調書の積算基礎と仕様書等との整合性もとれていなかった。

(2) 指摘事項

上のことは、業務量に応じた積算を行わず、1者からのみの参考見積を基にした予算に合わせた積算に基づき予定価格調書を作成したことによるものであり、予定価格についての契約規則第16条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**室戸高等学校** (監査日：平成22年11月26日)

(1) 事実認定

平成21年度定時制学校歯科医手当について平成22年3月に別人に支払った上、誤払に気付くのが同年9月になった。平成22年度予算で正当な債権者へ支払うとともに、誤払金を収入に受け入れていた。

(2) 指摘事項

上のことは、正当な債権者に対する支出の決定をしなければならないと定めた会計規則第48条の規定に反する不適正な事務処理である。また、法第208条及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に反する不適正な事務処理である。

今後は、正当な債権者の確認はもとより、支出個別表のチェックを行うことなどにより、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**高知丸の内高等学校** (監査日：平成22年11月2日)

(1) 事実認定

早取期限が平成22年3月23日とされている同年2月分の電気料(529,730円)を1日遅れて支払ったため、同年4月に15,891円の遅収加算額を支払っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、定例的な毎月の支払である電気料について、支払時期を失したため遅収加算額が生じた不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**高知小津高等学校** (監査日：平成22年11月26日)

(1) 事実認定

平成21年度の需用費について、請求書に記載された正当な債権者である法人とは異なる個人に支払っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、正当な債権者に対する支出の決定をしなければならないと定めた会計規則第48条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**四万十高等学校** (監査日：平成23年2月14日)

(1) 事実認定

平成22年3月4日付けで契約を締結した平成21年度産業廃棄物処理委託契約書(収集・運搬及び処分)の契約金額を訂正し、訂正部分に受託者のみの押印がなされていた。また、平成22年3月17日付けで変更契約を行うに際し、変更契約書の様式によらず新たな契約書を作成したため、重複した契約となっていた。

(2) 指摘事項

上のことは、契約書の作成について定めた契約規則第36条の規定及び契約を変更する場合の書式について定めた変更契約書の標準書式について(平成14年3月20日付け13高管財第319号総務部長通知)に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**高知南警察署** (監査日：平成23年1月21日)

(1) 事実認定

平成22年度7月分の行政検視立会医師に対する謝礼金において、支出調書の作成を誤り、その後の検認及びチェックも不十分であったため、正当な債権者でない医師に支払っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、検査職員の一時的職務について定めた契約規則第52条の規定に反するとともに、管理監督の立場にある職員によるチェック機能が働かないまま行われた行為であり、正当な債権者に対する支出の決定をしなければならないと定めた会計規則第48条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

**中村警察署** (監査日：平成23年1月13日)

(1) 事実認定

平成21年度の支出命令確認書(NO.176)を紛失していた。また、このことについて会計管理局への事故報告がされていなかった。

(2) 指摘事項

上のことは、高知県公文書規程(昭和39年12月高知県訓令第64号)第3条第2項の規定及び高知県会計事務処理要領(平成19年4月1日付け19高会企第3号会計管理者通知)に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 その他の機関

以下の機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されている。別表の点について、上記2の機関を含め、今後の事務処理に留意するよう注意した。

東京事務所	(監査日：平成22年11月11日)
安芸県税事務所	(監査日：平成22年12月1日)
中央東県税事務所	(監査日：平成22年11月19日)
中央西県税事務所	(監査日：平成22年10月28日)
須崎県税事務所	(監査日：平成22年11月18日)
幡多県税事務所	(監査日：平成23年1月14日)
安芸福祉保健所	(監査日：平成22年12月1日)
中央西福祉保健所	(監査日：平成22年10月28日)
大阪事務所	(監査日：平成22年11月10日)
名古屋事務所	(監査日：平成22年11月10日)
海洋深層水研究所	(監査日：平成22年11月26日)
中村高等技術学校	(監査日：平成23年1月13日)
環境保全型畑作振興センター	(監査日：平成22年11月18日)
安芸林業事務所	(監査日：平成23年1月21日)
幡多林業事務所	(監査日：平成23年1月13日)
安芸土木事務所	(監査日：平成23年1月21日)
幡多土木事務所	(監査日：平成23年1月14日)
高知短期大学	(監査日：平成22年11月19日)
中芸高等学校	(監査日：平成23年2月14日)
県立安芸中学校	(監査日：平成23年2月14日)
安芸高等学校	(監査日：平成23年2月14日)
安芸桜ヶ丘高等学校	(監査日：平成23年2月14日)
城山高等学校	(監査日：平成23年2月14日)
山田高等学校	(監査日：平成23年2月14日)
嶺北高等学校	(監査日：平成23年2月14日)
高知農業高等学校	(監査日：平成22年12月1日)
高知東工業高等学校	(監査日：平成23年2月14日)
岡豊高等学校	(監査日：平成23年2月14日)
高知東高等学校	(監査日：平成22年11月2日)
県立高知南中学校	(監査日：平成22年11月2日)
高知南高等学校	(監査日：平成22年11月2日)
高知工業高等学校	(監査日：平成22年12月24日)
高知追手前高等学校	(監査日：平成22年11月2日)
高知北高等学校	(監査日：平成23年2月14日)
伊野商業高等学校	(監査日：平成22年11月19日)
高岡高等学校	(監査日：平成23年2月14日)
高知海洋高等学校	(監査日：平成23年2月14日)
須崎高等学校	(監査日：平成22年11月26日)
佐川高等学校	(監査日：平成22年10月28日)

大方高等学校	(監査日：平成23年1月14日)
幡多農業高等学校	(監査日：平成23年2月14日)
県立中村中学校	(監査日：平成23年1月14日)
中村高等学校	(監査日：平成23年1月14日)
宿毛高等学校	(監査日：平成23年1月14日)
山田養護学校	(監査日：平成23年2月14日)
高知江の口養護学校	(監査日：平成23年2月14日)
日高養護学校	(監査日：平成23年2月14日)
中村養護学校	(監査日：平成23年1月14日)
高知警察署	(監査日：平成22年12月24日)
室戸警察署	(監査日：平成23年2月14日)
安芸警察署	(監査日：平成22年11月18日)
香南警察署	(監査日：平成23年2月14日)
香美警察署	(監査日：平成23年2月14日)
本山警察署	(監査日：平成23年2月14日)
いの警察署	(監査日：平成23年1月21日)
土佐警察署	(監査日：平成22年12月24日)
佐川警察署	(監査日：平成23年2月14日)
清水警察署	(監査日：平成23年1月13日)
宿毛警察署	(監査日：平成23年2月14日)

別表

	注意事項	検討
収入を伴う事務の執行	5	1
支出を伴う事務の執行	32	1
契約事務の執行	22	8
財産・物品管理	9	
服務管理	1	
給与・旅費の支給事務の執行	6	
庶務関係事務の執行	3	
その他の事務の執行	3	

監査公表第3号

平成23年3月8日

高知県監査委員 森田 英二  
同 式地 寛肇  
同 坂本 千代

同 奴田原 訂  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

## 第1 監査対象

名称	監査実施日
高知県土地開発公社	H22. 11. 4
高知県道路公社	H22. 11. 4
高知県住宅供給公社	H22. 11. 4
財団法人高知県体育協会	H23. 1. 20
財団法人高知県苗木需給安定基金協会	H22. 11. 25
一般財団法人高知県地産外商公社	H22. 11. 11
高知県信用保証協会	H22. 11. 25
株式会社高知県観光開発公社	H23. 1. 13
財団法人高知縣市町村振興協会	H23. 1. 20
土佐・龍馬であい博推進協議会	H23. 1. 20
学校法人高知中央高等学校	H22. 11. 4
学校法人宮地学園	H22. 11. 4
香南市商工会	H23. 1. 20
四万十町商工会	H22. 11. 25
社会福祉法人高知県社会福祉協議会	H22. 11. 4
財団法人高知県身体障害者連合会	H22. 12. 24
特定非営利活動法人NPO砂浜美術館	H22. 11. 25
財団法人四万十市公園管理公社	H22. 11. 25
財団法人高知県青年会館	H23. 1. 20
財団法人高知県スポーツ振興財団	H22. 11. 25

## 第2 監査結果

## 1 高知県土地開発公社

- (1) 団体の概要
- ア 目的  
公共用地、公用地等の取得、管理等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。
- イ 事業の概要  
(ア) 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地等の取得、造成その他の管理及び処分  
(イ) 住宅用地の造成事業及び港湾整備事業（埋立て事業に限る。）並びに地域開発のために行う臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業ほか
- (2) 県の財政的援助等の状況
- ア 基本財産10,000千円（平成22年3月31日現在）の全額を出えん
- イ 公共用地先行取得対策資金貸付金6,385,988千円（平成21年度）
- (3) 監査の結果
- ア 改善を要する事項  
平成21年度決算から平成17年1月に改正された土地開発公社経理基準要綱に基づいた財務諸表を作成しているが、会計規程及び会計規程取扱細則の規定のうち、貸借対照表の様式等について、必要な改正ができていないので、再度点検のうえ、必要な改正を行われたい。
- イ 検討を要する事項  
帳簿価額のない土地について、関係資料の整理がなされていない。帳簿価額の有無にかかわらず台帳等を作成し、適切な管理をするよう検討されたい。
- ウ 意見  
当公社の保有する土地については、平成20年度の監査及び平成21年度の包括外部監査において早期の処分が求められているところであり、所管課である用地対策課と連携して、処分に向けて引き続き努力されたい。

## 2 高知県道路公社

- (1) 団体の概要
- ア 目的  
通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- イ 事業の概要  
高知桂浜道路の維持管理及び料金収受業務
- (2) 県の財政的援助等の状況  
基本財産2,555,000千円（平成22年3月31日現在）の全額を出えん
- (3) 監査の結果  
特段の指摘事項は認められなかった。

## 3 高知県住宅供給公社

- (1) 団体の概要
- ア 目的  
住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。



## イ 事業の概要

## (ア) 分譲事業

植田団地、十市パークタウン、横浜ニュータウン(墓地)

## (イ) 管理事業

公営住宅及びこれまで公社が建設してきた賃貸住宅、便民施設の管理等

## (2) 県の財政的援助等の状況

基本財産8,600千円(平成22年3月31日現在)のうち4,400千円(51.2パーセント)を出えん

## (3) 監査の結果

## 改善を要する事項

平成21年度の一般会計の貸借対照表及び財産目録に表示された分譲資産建設工事に植田団地を含めた金額を表示しているが、当団地は造成事業が完了していることから、分譲資産として区分計上されたい。

## 4 財団法人高知県体育協会

## (1) 団体の概要

## ア 目的

スポーツを普及奨励し、スポーツ精神を養うとともに、県民の体力づくりに寄与する。

## イ 事業の概要

(ア) スポーツの普及奨励及び助成に関すること

(イ) 競技力及び指導力の向上に関すること

(ウ) スポーツ大会の開催に関すること

(エ) スポーツ少年団の育成に関することほか

## (2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産294,273千円(平成22年3月31日現在)のうち208,130千円(70.7パーセント)を出えん

イ 高知県競技力向上総合対策事業費補助金79,109千円(平成21年度)

ウ 高知県国民体育大会派遣費補助金67,262千円(平成21年度)

## (3) 監査の結果

ア 特段の指摘事項は認められなかった。

## イ 意見

今後もなお一層、競技力の総合的な向上と、県民の健康増進や体力向上に取り組み、具体的な成果を挙げることを望む。

## 5 財団法人高知県苗木需給安定基金協会

## (1) 団体の概要

## ア 目的

森林造成の基盤をなす造林事業に必要な種苗の計画的な生産と供給の安定をはかり、もって県の森林の保続培養と森林の生産力の増進に寄与する。

## イ 事業の概要

(ア) 高知県林業用種苗需給調整協議会が策定した造林計画に基づき生産された種苗に残余が生じた場合の損失補償

(イ) 上記造林計画に基づいて行われる幼苗生産事業に要する資金の援助

(ウ) 高知県林業用種苗需給調整協議会の承認を受け移入された種苗の価格の調整に関することほか

## (2) 県の財政的援助等の状況

基本財産50,000千円(平成22年3月31日現在)のうち33,000千円(66.0パーセント)を出

## えん

## (3) 監査の結果

ア 特段の指摘事項は認められなかった。

## イ 意見

過年度における残苗補償に係る会計処理について適切に整理するとともに、国の動向も踏まえ、苗木の継続的な安定供給及び当基金協会の今後の在り方について早急に検討することを望む。

## 6 一般財団法人高知県産外商公社

## (1) 団体の概要

## ア 目的

高知県産業振興計画に基づき、活力のある県外市場に対して、官民が協働して高知県の豊かな資源を活かした県産品の販売や観光及び食文化等についての情報の発信を行い、高知県のブランド価値を向上させること等を通じて、地産外商を強力に推進し、もって高知県の産業振興を図り、県民の生活の向上に寄与する。

## イ 事業の概要

(ア) 高知県内事業者等の販路開拓、販売拡大に向けた営業活動の支援

(イ) テストマーケティング等を通じた高知県内商品の価値向上の支援

(ウ) アンテナショップの運営

(エ) 観光情報、ふるさと情報、食文化等の情報の発信ほか

## (2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産3,000千円(平成22年3月31日現在)の全額を出えん

イ 地産外商推進法人運営事業費補助金59,138千円(平成21年度)

## (3) 監査の結果

## ア 改善を要する事項

次のような不適切な事例が認められたので、改善されたい。

(ア) 会計規程第28条で会計責任者が置くことができるとされている小口現金について、従たる事務所においては指名を受けていない者が取扱い、会計責任者の確認も受けていなかった。加えてこの小口現金は、毎月末日及び不足のつど精算を行うこととされているが必要な精算がされていなかった。

(イ) 鉄道運賃等のプリペイドカードの取扱いについては、県と同様の取扱いとしているが、職員の立替払いによる購入や、所属長等の承認を得ない使用などの事例が見られた。

## イ 意見

アンテナショップ「まるごと高知」には、首都圏での販売だけでなく、県産品全般を幅広くPRし、売り出すことが期待されている。そうした県民の思いを踏まえ、積極的な運営を行うとともに、商談会の成功事例などを含む販売促進の具体的な成果についても広く県民に広報することを望む。

## 7 高知県信用保証協会

## (1) 団体の概要

## ア 目的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。

## イ 事業の概要

(ア) 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受ける等により金融機関に対して負担する債務の保証

- (イ) 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- (ウ) 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証ほか
- (2) 県の財政的援助等の状況  
基本財産12,036,239千円(平成22年3月31日現在)のうち3,109,255千円(25.8パーセント)を出えん
- (3) 監査の結果  
特段の指摘事項は認められなかった。

### 8 株式会社高知県観光開発公社

- (1) 団体の概要
- ア 目的  
高知県の観光振興に寄与するため、観光施設等の建設及び経営等を営む。
- イ 事業の概要
- (ア) 足摺海底館の経営
- (イ) レスト竜串の経営
- (ウ) 足摺海洋館の管理運営受託事業
- (2) 県の財政的援助等の状況  
資本金350,000千円(平成22年3月31日現在)のうち150,000千円(42.9パーセント)を出資
- (3) 監査の結果  
改善を要する事項
- (ア) 高知県観光開発公社の組織等及び従業員の就業に関する規則に有料道路課や竜串事務所、グリーンピア土佐横浪などの存在しない名称が用いられているため、現在の組織体制に合わせて改正されたい。
- (イ) 釣銭用現金及び販売用切手の出納が記帳されていなかった。補助簿等を作成して適切に管理するとともに、そのチェック体制を確立されたい。

### 9 財団法人高知縣市町村振興協会

- (1) 県の財政的援助等の状況(平成21年度)
- ア 交付金名 高知縣市町村振興宝くじ交付金
- イ 交付金額 615,610,527円
- (2) 交付事業の概要
- ア 目的  
市町村自治の振興及び市町村財政の健全性確保のため、当振興協会が行う市町村等への長期貸付等に要する経費に対し、交付するもの。
- イ 交付対象経費
- (ア) サマージャンボ宝くじに係る交付金相当額
- a 市町村等への長期貸付等のために積み立てる積立金
- b 全国市町村振興協会に対して納付する納付金
- c 市町村への配分金等
- (イ) オータムジャンボ宝くじに係る交付金相当額
- 市町村への配分金
- ウ 交付基準  
全国自治宝くじのうち「市町村振興宝くじ」に係る受託銀行からの当せん金付証券票法

- (昭和23年法律第144号)第16条の規定による高知県納付金に相当する額
- (3) 事業実績の概要
- ア 交付対象経費の内訳
- (ア) サマージャンボ宝くじに係る交付金
- a 市町村等への長期貸付等のために積み立てる積立金0円
- b 全国市町村振興協会に対して納付する納付金44,347,119円
- c 市町村への配分金等500,000,000円
- (イ) オータムジャンボ宝くじに係る交付金
- 市町村への配分金172,139,330円
- イ 交付対象経費合計  
716,486,449円(うち交付金の額615,610,527円)
- (4) 監査の結果  
特段の指摘事項は認められなかった。

### 10 土佐・龍馬であい博推進協議会

- (1) 県の財政的援助等の状況(平成21年度)
- ア 補助金名 高知県土佐・龍馬であい博推進事業費補助金
- イ 補助金額 494,210,128円
- (2) 補助事業の概要
- ア 目的  
土佐・龍馬であい博を推進するために組織された土佐・龍馬であい博推進協議会の事業運営に要する経費に対して補助するもの。
- イ 補助対象経費  
広報事業費、誘客事業費、受入事業費、メイン会場費、マネジメント事業費、事務費
- ウ 補助率等  
定額補助
- (3) 事業実績の概要
- ア 補助対象経費の内訳
- 広報事業費143,967,536円、誘客事業費10,806,457円、受入事業費17,118,275円、メイン会場費474,030,200円、マネジメント事業費15,117,520円、事務費6,823,328円
- イ 補助対象経費合計  
667,863,316円(うち補助金の額494,210,128円)
- (4) 監査の結果
- ア 改善を要する事項  
であい博メイン会場運営業務委託契約の仕様書において、情報発信館で行う物販について、物産の販売状況を報告することとしているが、報告が確認できなかった。当該契約の仕様書に具体的な報告事項を明示していなかったことが原因であり、今後は、必要事項を明示し、様式を定めるなど、仕様書等を具体的に整備されたい。
- イ 検討を要する事項  
指名型コンペによるガイドブック作成委託において、納期設定が厳しいという理由からコンペ参加が1社となっていた。また、入場券販促パンフレット作成においては、契約締結後10日足らずで増刷発注を行っていた。  
印刷物の作成委託においては、無理のない納期設定のもとに一括発注を行うことが競争性・経済性をより発揮するために重要である。  
については、必要部数の的確な把握と早期発注などが計画的、効率的に進められるよう、今後の委託事務の在り方について検討されたい。

**11 学校法人高知中央高等学校**

- (1) 県の財政的援助等の状況(平成21年度)
- ア 補助金名 高知県私立学校運営費補助金
- イ 補助金額 219,049,000円
- (2) 補助事業の概要
- ア 目的  
私立学校の教育内容の充実向上並びに生徒、児童及び幼児に係る就学上の経済的負担の軽減を図り、もって私立学校の健全な発達と経営の安定に資する。
- イ 補助対象経費  
教職員人件費、教育研究経費、管理経費、教育研究用機器備品費
- ウ 補助率等  
定額補助
- (3) 事業実績の概要
- ア 補助対象経費の内訳  
教職員人件費337,547,519円、教育研究経費189,177,564円
- イ 補助対象経費合計  
526,725,083円(うち補助金の額219,049,000円)
- (4) 監査の結果  
改善を要する事項  
補助対象である旅費の支出根拠となる規程を早急に整備されたい。

**12 学校法人宮地学園**

- (1) 県の財政的援助等の状況(平成21年度)
- ア 補助金名 高知県私立学校運営費補助金
- イ 補助金額 56,673,000円
- (2) 補助事業の概要
- ア 目的  
私立学校の教育内容の充実向上並びに生徒、児童及び幼児に係る就学上の経済的負担の軽減を図り、もって私立学校の健全な発達と経営の安定に資する。
- イ 補助対象経費  
教職員人件費、教育研究経費、管理経費、教育研究用機器備品費
- ウ 補助率等  
定額補助
- (3) 事業実績の概要
- ア 補助対象経費の内訳  
教職員人件費118,303,395円、教育研究経費14,544,581円、管理経費4,592,467円
- イ 補助対象経費合計  
137,440,443円(うち補助金の額56,673,000円)
- (4) 監査の結果  
特段の指摘事項は認められなかった。

**13 香南市商工会**

- (1) 県の財政的援助等の状況(平成21年度)
- ア 補助金名 高知県小規模事業経営支援事業費補助金
- イ 補助金額 47,252,953円
- (2) 補助事業の概要
- ア 目的

地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興及び安定に寄与する。

- イ 補助対象経費  
補助対象職員設置費、事務局長等設置費、指導事業費、情報ネットワーク化等推進事業費ほか
- ウ 補助率等  
10分の10以内
- (3) 事業実績の概要
- ア 補助対象経費の内訳  
補助対象職員設置費49,130,817円、事務局長等設置費6,098,007円、指導事業費2,425,192円、情報ネットワーク化等推進事業費100,524円
- イ 補助対象経費合計  
57,754,540円(うち補助金の額47,252,953円)
- (4) 監査の結果  
改善を要する事項  
経営改善普及事業費(補助対象)と管理費(補助対象外)に共通する経費(通信費、ガソリン費、消耗品費)をそれぞれ60パーセントと40パーセントに案分しているが、その割合の根拠が不明確なので、明確にされたい。

**14 四万十町商工会**

- (1) 県の財政的援助等の状況(平成21年度)
- ア 補助金名 高知県小規模事業経営支援事業費補助金
- イ 補助金額 44,827,365円
- (2) 補助事業の概要
- ア 目的  
地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興及び安定に寄与する。
- イ 補助対象経費  
補助対象職員設置費、事務局長等設置費、指導事業費、情報ネットワーク化等推進事業費ほか
- ウ 補助率等  
10分の10以内
- (3) 事業実績の概要
- ア 補助対象経費の内訳  
補助対象職員設置費46,025,844円、事務局長等設置費6,230,812円、指導事業費1,399,196円、情報ネットワーク化等推進事業費135,624円
- イ 補助対象経費合計  
53,791,476円(うち補助金の額44,827,365円)
- (4) 監査の結果  
改善を要する事項  
経営支援事業費(補助対象)と事務費(補助対象外)に共通する経費(通信費、燃料費、消耗品費)をそれぞれ40パーセントと60パーセントに案分しているが、その割合の根拠が不明確なので、明確にされたい。

**15 社会福祉法人高知県社会福祉協議会**

- (1) 団体の概要
- ア 目的

高知県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

イ 事業の概要

- (ア) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (イ) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (ウ) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (エ) 高知県社会福祉センター管理運営業務
- (オ) 高知県立ふくし交流プラザ指定管理業務
- (カ) 高知県立障害者スポーツセンター指定管理業務ほか

(2) 指定管理の概要

ア 対象施設

高知県立障害者スポーツセンター

イ 事業概要

管理代行業務（対象施設の利用許可、使用料徴収、維持管理、障害者スポーツの指導及び普及等）

ウ 管理代行業料

47,299,000円（平成21年度年額）

(3) 監査の結果

特段の指摘事項は認められなかった。

**16 財団法人高知県身体障害者連合会**

(1) 団体の概要

ア 目的

身体障害者福祉法及び障害者自立支援法の趣旨に基づき身体障害者とその家族の福利並びに自立更生を図り、もって身体障害者福祉の向上に資する。

イ 事業の概要

- (ア) 親睦の増進及び心身の陶冶に関する事項
- (イ) 相互扶助及び福利更生に関する事項
- (ウ) 身上相談に関する事項
- (エ) 障害者自立支援法に基づく各種障害者福祉サービスに関する事項
- (オ) 高知県立盲ろう福祉会館指定管理業務ほか

(2) 指定管理の概要

ア 対象施設

高知県立盲ろう福祉会館

イ 事業概要

管理代行業務（対象施設の利用許可、使用料徴収、維持管理、施術所に係る利用者に対する技術指導等）

ウ 管理代行業料

9,075,000円（平成21年度年額）

(3) 監査の結果

特段の指摘事項は認められなかった。

**17 特定非営利活動法人NPO砂浜美術館**

(1) 団体の概要

ア 目的

まちづくり、保健、福祉、教育、文化、環境といった広範囲にわたるあらゆる地域の活性化を図る活動を、住民、行政、企業、社会貢献活動を行う団体や個人、関係機関と連携

を図りながら進めることによって、人材の育成と豊かなまちづくりを行い、もって不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する。

イ 事業の概要

- (ア) 砂浜美術館事業（Tシャツアート展等）
- (イ) ホエールウォッチング事業
- (ウ) 高知県立土佐西南大規模公園（大方・佐賀地区）の指定管理業務ほか

(2) 指定管理の概要

ア 対象施設

高知県立土佐西南大規模公園（大方・佐賀地区）

イ 事業概要

管理代行業務（対象施設の利用許可、利用料徴収、維持管理等）

ウ 管理代行業料

45,000,000円（平成21年度年額）

(3) 監査の結果

ア 検討を要する事項

- (ア) 公園管理に係る契約関係等の施行の決定が書面でなされていなかった。今後は、適切な事務処理を行うよう検討されたい。
- (イ) 公園施設の利用料徴収に伴う釣銭の出納については、日々の記帳がなされていなかった。適切に管理するため、釣銭管理簿等の作成を検討されたい。

イ 意見

特定非営利活動法人としてのこれまでの活動実績を活かし、公園の一層の利用促進に向けて、新たな企画や事業を提案されることを望む。

**18 財団法人四万十市公園管理公社**

(1) 団体の概要

ア 目的

四万十市の設置する公園その他の公立公園、公共的施設、四万十市防災センターの維持管理並びに四万十市中央下水道管理センターの植栽の管理を行うとともに、公園・緑地の利用の促進を図り、もって市民福祉の向上に寄与する。

イ 事業の概要

- (ア) 四万十市立公園及び公立公園等の指定管理者業務及びその他の公園の維持管理の受託
- (イ) 四万十市の観光拠点施設の維持管理の受託
- (ウ) 四万十市立城北霊園公園の維持管理の受託
- (エ) 四万十市漁港公園の維持管理の受託
- (オ) 四万十市防災センターの指定管理業務
- (カ) 四万十市中央下水道管理センターの植栽管理の受託
- (キ) 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理業務ほか

(2) 指定管理の概要

ア 対象施設

高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）

イ 事業概要

管理代行業務（対象施設の利用許可、利用料徴収、維持管理等）

ウ 管理代行業料

10,900,000円（平成21年度年額）

(3) 監査の結果

特段の指摘事項は認められなかった。

### 19 財団法人高知県青年会館

#### (1) 団体の概要

##### ア 目的

高知県内の青少年団体の健全な発展並びに青少年活動及び、体力づくりの促進を図り、スポーツ、教育文化の振興に寄与するとともに、青少年の健全育成に資する。

##### イ 事業の概要

- (ア) 青少年宿泊施設伊野スポーツセンターの管理運営
- (イ) 青少年教育に関する講習会、講演会、研究会等の開催
- (ウ) 高知県立高知青少年の家及び青少年体育館の指定管理業務ほか

#### (2) 指定管理の概要

##### ア 対象施設

高知県立高知青少年の家、高知県立青少年体育館

##### イ 事業概要

管理代行業務（対象施設の利用許可、使用料徴収、維持管理等）

##### ウ 管理代行料

- (ア) 高知県立高知青少年の家18,973,684円（平成21年度年額）
- (イ) 高知県立青少年体育館36,958,439円（平成21年度年額）

#### (3) 監査の結果

##### ア 改善を要する事項

(ア) 県と締結した基本協定書及びそれに附属する仕様書で定められた内容と相違する次のような不適切な事例が認められたので、改善されたい。

- a 同協定書第5条で、県の事前承認を受けない第三者への業務委託は禁止されているが、高知青少年の家及び青少年体育館の両施設ともに県の事前承認を受けずに清掃及び警備業務を第三者に委託していた。
- b 同仕様書で、指定管理者は経理規程を策定し、経理事務を行うことと定められているが、経理規程が策定されていなかった。
- c 同仕様書で、使用料の減免の承認は、教育委員会が行うこととされているが、高知青少年の家の減免承認を指定管理者において行っていた。

(イ) 指定管理代行業務に係る小口現金の出納が記帳されていなかった。補助簿等を作成して適切に管理するとともに、そのチェック体制を確立されたい。

##### イ 意見

新たな企画や事業に一層前向きに取り組むことにより、青少年体育館の平日昼間における利用者の増加など、両施設の稼働率向上を図ることを望む。

### 20 財団法人高知県スポーツ振興財団

#### (1) 団体の概要

##### ア 目的

高知県民の間に広くスポーツについての理解と関心を深め、積極的にスポーツを実践する意欲を啓発するとともに、スポーツ関係団体はもちろん、地域、職場及び家庭において、それぞれの実情に即してスポーツすることができるよう事業を通じて高知県におけるスポーツの振興に寄与する。

##### イ 事業の概要

- (ア) スポーツ振興事業（スポーツ団体への助成金交付、スポーツ教室の開催等）
- (イ) 高知県立春野総合運動公園、高知県立県民体育館、高知県立武道館の指定管理業務ほか

#### (2) 指定管理の概要

##### ア 対象施設

高知県立春野総合運動公園、高知県立県民体育館、高知県立武道館

##### イ 事業概要

管理代行業務（対象施設の利用許可、利用料金収受、管理運営等）

##### ウ 管理代行料

- (ア) 高知県立春野総合運動公園198,403,000円（平成21年度年額）
- (イ) 高知県立県民体育館、高知県立武道館95,000,000円（平成21年度年額）

#### (3) 監査の結果

##### 改善を要する事項

給油依頼書を財団が所有する車両内に置いたままにしていた。不適切な保管方法であり、早急に改善されたい。